

豊中市意見表明等支援事業業務委託仕様書

1. 事業名

豊中市意見表明等支援事業業務委託

2. 事業目的

豊中市では、第3期豊中市子育て・子育て支援行動計画「こどもすこやか育みプラン・とよなか」に包含した社会的養育推進計画に基づき、こどもの権利擁護に係る環境整備に取り組んでいる。当該事業は、豊中市児童相談所一時保護施設（以下「一時保護施設」という。）を対象に、こどもの意見表明を支援するため、こどもの福祉に関する知識又は経験を有する第三者（意見表明等支援員）を定期的に派遣することにより、入所しているこどもが意見表明する機会を確保しこどもの権利擁護を推進することを目的として実施する。

3. 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4. 履行場所

児童相談所一時保護施設、児童養護施設等その他本市の指定する場所

5. 委託金額

- (1) 委託額の上限は、5,600,000円（消費税込み）とする。
- (2) 委託金額は、6に掲げる事業内容を実施するために要する全ての経費を対象とする。

6. 業務内容

(1) 事業の対象者

児童相談所または児童養護施設等に一時保護または措置等されている児童等とする。

(2) 事業の実施体制

- ・受託者は、事業を円滑かつ確実に運営するため、契約の締結の後、速やかに委託業務における責任者（以下「責任者」という。）を指定し、本市に報告すること。
- ・受託者は、事業の実施にあたり、「意見表明等支援員の養成のためのガイドライン」における「全国で実践される研修プログラムの例」で挙げられている子どもアドボカシー学会等にて子どもアドボケイト養成講座を修了し、こどもの権利擁護と意見表明等支援にかかる専門性を有する意見表明等支援員を確保すること。また、アドボカシーの実践経験を2年以上有する意見表明等支援員を必ず1名以上含むこと。

(3) 事業内容

本委託業務の実施にあたっては、「豊中市子ども健やか育み条例」（平成 25 年 4 月 1 日条例第 23 号）の理念を踏まえた上で、本仕様書のほか、「こどもの権利擁護スタートアップマニュアル」及び「意見表明等支援員の養成のためのガイドライン」（令和 5 年 12 月 26 日付子こ支虐第 224 号こども家庭庁支援局長通知）に基づき実施すること。

① 児童相談所職員等へのこどもの意見表明等にかかる研修実施

- ・児童相談所職員等に対し、意見表明等支援事業のねらいや内容の理解を促し、自ら制度的アドボカシーの役割として、こどもの意見等を把握した際に必要となる対応などについて研修を行う。

※研修実施にかかる留意点

- ・研修内容には、こどもの権利条約、児童福祉法等の制度やこどもの権利擁護に関する今般の国の動き、受託者のこれまでの取組実績等を必ず含めるとともに、本市と協議のうえ、制度理解に有益と考えられる内容を必要に応じて加えること。
- ・実施方法は対面形式を前提とするが、状況に応じオンラインでの実施も可とする。

② 定期訪問先となる一時保護施設等との事前調整

一時保護施設等を訪問して意見表明等支援を実践するにあたり、本市及び訪問先施設と協議しながら、事業の趣旨を説明するとともに、実施方法（訪問の頻度、日時、こどもの意見の伝達方法、こどもの意見を踏まえた検討結果のこどもへのフィードバック方法、こども等からの要請に基づく活動の実施方法）について調整する。

③ 施設等への訪問による意見表明等支援

【定期訪問】

定期訪問活動では、意見表明等支援員が施設等を訪問し、こどもとの信頼関係の構築、こどもへの権利啓発、こどもの意見の傾聴、こどもの意見形成支援と意見表明支援、こどもの意見の代弁を行う。

訪問時には 2～3 名程度の意見表明等支援員によるチームを編成して対応すること。

想定訪問先と訪問時期等

種 別	箇所数	開始時期・用途	訪問回数
児童相談所一時保護施設	1	令和 7 年 8 月 ～令和 8 年 3 月	30 回程度

※訪問する意見表明等支援員は、アドボカシーの実践経験を 2 年以上有する者のみとする。

※なお、こどもの求めに応じ、児童養護施設等にも訪問するものとする。

- ・意見表明等支援を行った際は、訪問概要（日時、施設等名、意見表明等支援員の氏名、活動内容、こどもの反応）、当日の振り返り等を記録すること（個人情報を除く）。また、意見表明等支援員は当該記録について責任者に報告を行い、受託者内で情報共有すること。

（４）事業計画・報告等

① 事業計画

- ・業務の実施に際して、事業概要及び事業運営体制を記載した事業計画書（様式第１号）を提出すること。事業運営体制として、６（２）で指定した責任者及び意見表明等支援員の役割を担う事務局を明記すること。
- ・本業務ではこどもの個人情報を取り扱うため、個人情報の管理方法等については本市と十分な協議を行うこと。また、契約書及び別記特記仕様書を遵守のうえ、個人情報の取扱いにかかる作業責任者を定め、書面により報告すること。

② 事業報告

- ・受託者は毎月、事業実績報告書（様式第２号）により、業務実施状況をまとめ、翌月１０日（３月分は３月３１日まで）に本市に提出すること。

７．個人情報保護の取扱い

受託者は、本業務の実施にあたり入手した個人情報及びデータの管理にあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）、豊中市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年条例第４４号）その他法令等に定めるものの趣旨を踏まえ、適切な管理を行うこと。受託者は、意見表明等支援員のみならず、事務職員やスーパーバイザーを務める有識者等について、業務上知り得た情報を漏らすことがないように、個人情報の取扱い等について守秘義務を課すこと。

特に紙媒体の事務所からの持ち出し等については、必要最低限に留めるとともに、書類等は事務所の書庫等に施錠の上、管理し、電子データについては、パスワードを設定するなど、万全を期すこと。

８．再委託の禁止

- （１）「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

- ・委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

- （２）受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

- （３）受注者は、第１項及び第２項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

(4) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

(5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、豊中市入札参加停止基準運用要領に基づく停止措置期間中の者、豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第 9 条の 2 に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を発注者に提出しなければならない。

9. 経費及び経理

(1) 受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は委託料に含まれるものとし、本市は委託料以外の費用を負担しない。

(2) 受託者は、本契約に係る経理を明らかにする帳簿を作成し、関係書類とともに整理保管しなければならない。また、関係書類は、契約が完了した日の属する年度の翌年度から 10 年間保管しなければならない。

10. その他

業務遂行に際し、契約書及び本仕様書に定めのない事項については、受託者及び本市が別途協議のうえ、定めることとする。

(様式第 1 号)

年 月 日

事業計画書

豊中市意見表明等支援事業の実施について、下記のとおり事業計画書を提出します。

記

1. 期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

2. 事業運営体制

※ 責任者及びアドボケイトの役割を担う事務局を明記すること。

3. 事業概要

(1) 具体的内容及び方法

(2) 実践計画

	実施計画	備考
4 月		
5 月		
6 月		
7 月		
8 月		
9 月		
10 月		
11 月		
12 月		
1 月		
2 月		
3 月		

(様式第2号)

年 月 日

事業実績報告書

豊中市長 様

団 体 名
所 在 地
代表者職・氏名

豊中市意見表明等支援事業の実施について、下記のとおり業務完了報告書を提出します。

記

1. 事業の実施報告

※ 利用者数、実施した支援内容等を記載すること。 ※ 取組内容
が分かる資料等がある場合は、適宜添付すること。

(1) 訪問アドボカシー活動の実践

(2) こどもの権利擁護に関する周知・啓発の実施